

農林水産政策改革の検討結果について

項 目	主な内容
1 林業改革	<ul style="list-style-type: none"> ○ 林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の推進 ○ 新たな森林管理システムの構築 <ul style="list-style-type: none"> ・ 森林所有者の森林管理の責務を明確化 ・ 森林所有者自ら管理を行わない場合、市町村が経営・管理を受託した上で、意欲と能力のある林業経営体に再委託し、経営を集積・集約化 ・ 市町村が再委託できない森林や再委託に至るまでの間の森林は、市町村が公的管理 ○ 新システムを構築する地域に、路網整備等を重点化
2 水産業改革 (改革の方向性)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化を両立を目指す ○ 資源管理については、国際的に遜色のない科学的・効果的な評価・管理方法を確立 ○ 流通については、輸出も視野に、品質・衛生管理の強化、産地市場の統合等を推進 ○ 遠洋・沖合漁業等については、漁船の大型化等による生産性の向上を阻害せず、国際競争力の強化につながる漁業許可制度を構築。 (IQが割り当てられている漁船については、トン数制限等のインプット・コントロール等に関する規制を見直しなど) ○ 養殖・沿岸漁業については、我が国水域を有効かつ効率的に活用できる仕組みを構築。 (水域を適切かつ有効に活用している者が漁場利用を継続できることを基本とし、有効活用されていない水域について、新規参入が進みやすい仕組みを検討など) <p>※ 以上の方向性に即して引き続き検討</p>

項 目	主な内容
3 農政改革 (1) 食品流通 改革	<ul style="list-style-type: none"> ○ 食品流通の合理化を推進 (物流等の効率化、情報通信技術等の活用、鮮度保持等の品質・衛生管理の強化、国内外の需要への対応) ○ 卸売市場については、多様化している流通の実態を踏まえて、法規制を見直し
(2) 農地の取扱いの 見直し	<ul style="list-style-type: none"> ○ 底地を全面コンクリート張りした農業用ハウス等について、これまで農地転用許可を必要としていたが、これを不要とする仕組みを創設 ○ 所有者不明農地について、固定資産税等の管理費用を負担している相続人が、簡易な手続で農地バンクにリースできる仕組みを創設